

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月29日（平成30年（行情）諮問第483号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第372号）

事件名：「発達障害（者）の定義 判断手続きがわかる文書（世界自閉症啓発デーで使用するもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「発達障害（者）の定義 判断手続きがわかる文書（世界自閉症啓発デーで使用するもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月25日付け厚生労働省発障0625第6号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年7月27日付け（同月30日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分を取消し、新たに特定した文書を開示する。

#### 3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害（者）の定義 判断手続きがわかる文書（世界自閉症啓発デーで使用するもの）」の開示を求

めるものである。本件審査請求を受けて改めて対象文書を探索したところ、世界自閉症啓発デー日本実行委員会が発行しているリーフレットを開示請求対象行政文書と特定し、開示することが適当であると判断したものである。

(2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、請求者の主張を認める。

4 結論

以上のとおり、原処分を取り消し、開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、本件対象文書に該当するものとして別紙に掲げる文書を新たに特定し、開示すべきとしていることから、以下、別紙に掲げる文書の特定の妥当性について検討する。

2 別紙に掲げる文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害(者)の定義 判断手続きがわかる文書(世界自閉症啓発デーで使用するもの)」の開示を求めるものである。

イ 厚生労働省も参画している世界自閉症啓発デー日本実行委員会が発行しているリーフレット(別紙に掲げる文書)は、世界自閉症啓発デーの普及のために使用されているものであり、発達障害をみんなが知るための発達障害啓発週間や発達障害の一つである自閉症の特性等に関する内容が記載されていることから、本件対象文書に該当するものとして新たに特定し、開示すべきである。

ウ 本件審査請求を受けて、改めて関係課室、書庫を探索したが、厚生労働省においては、上記イに掲げる文書以外に、世界自閉症啓発デーで使用するもので、発達障害又は発達障害者の定義が分かる文書として特定すべきものは存在しない。

エ また、発達障害（者）の判断については、医師が医学的な観点から行うものであり、厚生労働省が判断を行うことはないため、厚生労働省において、発達障害（者）の判断手続が分かる文書は作成又は取得していない。

(2) 当審査会において、諮問庁から別紙に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり、発達障害啓発週間や自閉症の特性等に関する内容が記載されているが、発達障害又は発達障害者の定義、発達障害又は発達障害者の判断手続のいずれに関することも記載されているとは認められず、本件対象文書に該当するとは認められない。

また、別紙に掲げる文書以外に、本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められず、諮問庁が行ったとする探索の範囲、方法も不十分とはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙に掲げる文書を特定し、開示すべきとしていることについては、別紙に掲げる文書を特定すべきとしていることは妥当ではなく、厚生労働省において開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当であると判断した。

### (第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

世界自閉症啓発デー日本実行委員会が発行しているリーフレット